

平成 29 年 2 月 20 日

金融庁総務企画局市場課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「顧客本位の業務運営に関する原則（案）」に対する意見等について

平成 29 年 1 月 19 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「顧客本位の業務運営に関する原則（案）」に対する意見等

項番	該当箇所	意見等	理由等
1	原則1【顧客本位の業務運営に係る方針の策定・公表等】	顧客本位の業務運営を実現するための方針は、いつまでに策定しなければならないのか。	確認のため。
2	原則1【顧客本位の業務運営に係る方針の策定・公表等】	定期的な公表とは、どの程度の頻度を想定されているのか。また、定期的な見直しについては、どうか。公表方法は各社が判断して良いか。	確認のため。
3	原則2【顧客の最善の利益の追及】	「顧客の最善の利益」とあるが、最善の利益はお客さまにより異なるため、どのようなお客さまのニーズを踏まえて対応するかは、各社に委ねられているという理解で良いか。	顧客によりニーズは様々であり、例えば、丁寧に細かく説明して欲しいという顧客もいれば、忙しいので説明は省いて欲しいという顧客もいるため。
4	原則2【顧客の最善の利益の追及】	「顧客の最善の利益を図るべき」とあるが、これは「金融事業者が適正な手数料を顧客から収受すること」を妨げるものではないという理解で良いか。	確認のため。
5	原則2【顧客の最善の利益の追及】	「顧客の最善の利益を図るべき」とあるが、金融商品によっては元本割れのリスクを内包するものも当然存在する。そのため、ここでいう「最善の利益」とは、商品販売時において、「顧客のニーズに最も合致した商品を提案する」との意味で捉えて良いか。	確認のため。

項番	該当箇所	意見等	理由等
6	原則3【利益相反の適切な管理】	<p>既存法令（※）において管理の対象となる「利益相反」とは、「顧客の利益が不当に害される恐れ」があるかという観点から見て、一定の重要性のある取引を対象としていると理解しているが、本原則で用いられている「利益相反」とは、一般的な商取引における利益相反に当たる概念まで含まれていると考えられる。その点で、既存法令において管理の対象としている「利益相反」の概念とは必ずしも一致しないものと理解して良いか。</p> <p>（※）銀行法13条の3の2、金融商品取引法36条2項、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-1-3</p>	既存の利益相反概念との混同を避ける観点から。
7	原則3【利益相反の適切な管理】	そもそも売り手と買い手の間には常に利益相反が存在するが、ここでいう利益相反とは、売り手と買い手の利益相反ではなく、「売り手と買い手以外の第三者の利益が絡む場合」という理解で良いか。	確認のため。
8	原則3【利益相反の適切な管理】	注書きに「商品の提供会社から、委託手数料等の支払いを受ける場合」があげられているが、「委託手数料等」に含まれるものについては、各社が判断するという理解で良いか。	確認のため。
9	原則4【手数料等の明確化】	顧客に対して手数料等の情報を提供する方法は、各社が判断して良いか。	確認のため。
10	原則4【手数料等の明確化】	「顧客が負担する手数料その他の費用」に含まれるものについては、各社が判断するという理解で良いか。	確認のため。

項番	該当箇所	意見等	理由等
11	原則5【重要な情報の分かりやすい提供】	(注5)に、同種の金融商品・サービスの内容と比較することが容易となるよう配慮すべきとあるが、具体的に「同種」とはどこまでの範囲を想定しているのか。	確認のため。
12	全般	原則の一部を実施しない理由として、「人手不足、リソース不足から対応の優先順位が低い」、あるいは「コストがかかりすぎる」という理由は許容されるのか。	確認のため。
13	全般	「ルール・ベース」と「プリンシプル・ベース」が検査・監督の場で具体的にどう異なるイメージなのか。	確認のため。

以上